

# 9月20日から26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、動物の愛護と適正な飼育について、広く関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられています。

動物愛護ふれあいフェスティバル  
『譲渡でつなごう！命のバトン』  
〜新しい飼い主さんを探しています〜

## 屋外会場

日時 9月17日(土)午前11時〜午後4時  
会場 上野恩賜公園内(不忍池蓮池周辺・野外ステージ・恩賜上野動物園)

※直接会場へお越しください。

## 屋内会場

日時 9月24日(土)午前11時〜午後4時30分  
会場 東京国立博物館平成館大講堂

定員 390人(先着順)  
申込み 9月1日(木)〜23日(金)正午に、電話で(公社)日本動物福祉協会へ

問合せ (公社)日本動物福祉協会 ☎03-6455-1773 / 東京都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4412

## 動物は責任と愛情をもって終生飼養

飼い主は、動物の習性や生理をよく理解し、愛情をもって終生飼養する責

任があります。

## 不妊・去勢手術

繁殖を望まない・繁殖後適正に飼養することができない場合は、不妊・去勢手術を行います。不妊・去勢手術をすると性質がおとなしくなるなどのメリットがあるほか、生殖器系の病気の予防にもなります。

市では、平成26年度から、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成制度を行っています。詳しくは、問い合わせてください。

## 身元の表示

迷子になり飼い主のもとに戻ることができない動物は少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やそのほかの動物には名札を着けましょう。犬の飼い主には、登録と狂犬病予防注射を行う義務があります。

## 猫の飼育は屋内で

現在の交通事情や住宅事情を考えると、市街地で猫を飼う場合は、屋内で飼育することが望ましいといえます。上下運動ができるよう家具の上などにも上がれる工夫をし、専用のトイレ、爪研ぎなどを用意することが屋内飼育

を成功させるコツです。

## 犬の散歩はルールを守って

犬を散歩させるときは、犬をリードできちんとつなぎましょう。散歩中にオシッコをしてしまった時はすぐに水で流し、フンをした時は家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。



## 災害に備えて

災害が発生した場合、まずは人命第一です。飼い主が無事でなければ動物は災害を乗り越えられません。避難することになった時は、事情の許す限り動物と一緒に避難してください。また、動物のための防災用品(5日分以上のえさと水など)も用意しておきましょう。日ごろから、嫌がらずにケージに入る、トイレは決められたところであるなどのしつけをしておきましょう。

問合せ 環境保全課環境保全係 ☎225

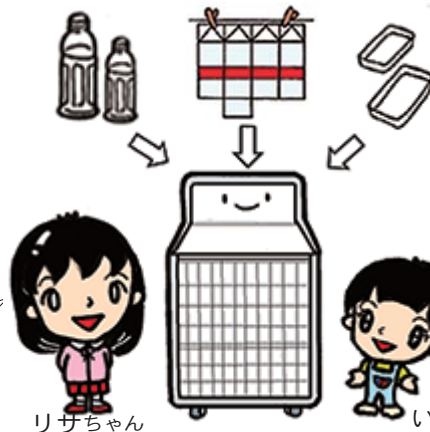
## リサちゃんといくちゃんの分別クイズ!

スーパーやコンビニに置いてある、この箱知ってる? の巻

- ①ごみ箱
- ②びっくり箱
- ③拠点回収ボックス

とろろ半回学研② とき

ヒントです! ペットボトルや紙パック、白色トレイを入れるそれぞれのボックスだよ!



ペットボトルは、キャップとラベルを取り外して、洗ってからボックスに入れるんだよね。入れてきた袋は、持ち帰って再利用しよう!

リサちゃん

いくちゃん

暮らし



**10月10日(月)(体育の日)**  
自動交付機のサービスを終  
日停止します

10月10日(月・祝)に、市役所庁舎で電気設備点検を行います。

点検中は停電となり、その後自動交付機のシステムメンテナンスも行うため、終日自動交付機が利用できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▼日時 10月10日(月・祝) 終日

◎問合せ 市民課受付係<sup>122</sup>  
**平成28年熊本地震災害羽村市義援金を熊本県に送金しました**

市では、市民の皆さんからお預かりした平成28年熊本地震災害羽村市義援金を熊本県へ送金しました。ご協力ありがとうございました。

- 第1次送金 6月3日…200万円
- 第2次送金 8月3日…100万円

市では、今後も平成28年熊本地震災害羽村市義援金の受け付けを継続していきます。

引き続き市民の皆さんのご協力をお願いします。

◎問合せ 企画政策課企画政策担当<sup>135</sup>

緑の募金にご協力を

9月1日(木)から10月31日(月)までの2か月間、市役所や市内公共施設に「緑の募金箱」を設置します。

皆さんから寄せられた貴重な寄付金は、東京の森林の整備、道路や公園などの花壇への植栽などに役立てられます。皆さんのご協力をお願いします。

募金箱設置施設

- 市役所1階案内
- 市役所2階環境保全課
- 保健センター
- ゆとろぎ
- 図書館
- 郷土博物館
- スポーツセンター
- スイミングセンター
- 福祉センター
- ◎問合せ 環境保全課環境保全係<sup>225</sup>

指定給水装置工事事業者の指定

次の事業者を新たに市の指定給水装置工事業者に指定しました。

▼指定番号 241/工事店 有限会社日の出総合住設 東京都西多摩郡日の出町大久野7414-2 ☎597-3351

▼指定番号 242/工事店 株式会社オアシスソリューション 東京都豊島区池袋2-23-21 ☎03-5957-7581

▼指定番号 243/工事店 オザテック 東京都東久留米市下里6-5-11 ☎042-449-2630

◎問合せ 水道事務所 ☎554-2269

福祉



敬老金をお届けします

市では、市内在住の次の方に、長寿を祝して敬老金を贈呈します。

9月15日(木)ごろまでに、各地区の民生児童委員が対象となる方のお宅を訪問してお届けします。

▼対象年齢・支給額

○満77歳の方(昭和14年4月2日〜昭和15年4月1日に生まれた方)：1万円

○満88歳の方(昭和3年4月2日〜昭和4年4月1日までに生まれた方)：2万円

○満99歳の方(大正6年4月2日〜大正7年4月1日までに生まれた方)：3万円

※平成28年度中に対象年齢に達する方に支給します。

◎問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係<sup>177</sup>

家族介護慰労金の支給

市内在住の重度要介護高齢者を在宅で介護し、次のすべてに該当する家族へ、慰労金を支給します。

該当する方は、申請してください。

▼対象

○重度要介護高齢者(要介護4・5の方)と同居あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住、または市外の介護者の自宅で重度要介護高齢者を支給基準日から過去1年間介護している家族

○支給基準日の属する年度の前年度に、要介護者および介護者の属する世帯の構成員すべてが住民税非課税である家族

○支給基準日の過去1年間介護保険サービスを利用していない家族(通算して7日以下のショートステイ利用を除く)

○要介護高齢者が過去1年間、90日を超える入院をしていないこと

※支給基準日とは、支給申請を行った日のことです。

支給額(年額) 1家族10万円

※申請方法など詳しくは、問い合わせてください。

◎申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係<sup>198</sup>